

令和 7 年度沼津市民文化センター利活用推進プロジェクト開催業務委託
公募仕様書

本仕様書は、令和 7 年度沼津市民文化センター利活用推進プロジェクト開催業務委託（以下、「本業務」という）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

令和 7 年度沼津市民文化センター利活用推進プロジェクト開催業務委託

2 業務目的・概要

沼津市民文化センター（以下、「文化センター」という。）は、昭和 57 年の開館以降、芸術文化の鑑賞や、学習活動の場となる文化施設、本市の文化の殿堂としての役割を担ってきた。

文化センターは開館から 40 年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることや、社会的ニーズの変化、技術革新に対応するための機能向上が求められていることから、大規模な改修・整備を行う予定である。

そこで、多様な立場の市民等が参画した利活用推進プロジェクトを開催し、ワークショップ等を通じて文化センター施設利活用方法を調査・検討し、新たな文化創造の場としての拠点性を高めて、文化・芸術の更なる振興を図ることを目的に実施するものである。

3 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 履行場所（文化センター）概要

本業務では、文化センター建物内を主な対象とする。

名称	沼津市民文化センター（沼津市御幸町15-1）
施設設置目的	市民の芸術文化の振興と福祉の増進を図る
主な諸室	【1F】大ホール、小ホール、展示室、旧喫茶室、共通ロビー等 【2F】会議室、練習室【BF】リハーサル室
施設開館時間	9：00～21：30
施設管理運営	指定管理者制度による運営：（公財）沼津市振興公社

5 業務内容

（1）利活用推進プロジェクト（ワークショップ）開催運営に係ること

- ・ワークショップは期間中、少なくとも 2 回以上文化センターで開催すること（文化センター会場使用料は、委託者負担）
- ・参加者を募集すること

※参加者について

多様な年代・立場の人、若者や施設利用の少ない人及び将来の文化芸術の担い手になる人を想定。

- ・ワークショップ等を通じて文化センター施設利活用方法を調査・検討した結果を利活用のアイデアとして提案すること。

(2) 広報活動の支援

業務実施について広く市民等に情報発信するため、市が発信する広報活動の支援を行う。

6 実施体制

業務の実施にあたって、以下の人員を配置すること。

業務統括担当者とファシリテーターは兼ねることができる。

- ・業務統括担当者
- ・ファシリテーター
- ・その他業務実施に必要なスタッフ

7 報告義務

受託者は、委託者及び関係者との本業務実施に係る定期的な協議の機会を設ける等、随時情報交換を行うとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合は、委託者の指示を受けること。

受託者は、委託業務終了後、委託業務報告書、業務実施において作成した資料（ワークショップ開催資料、参加者募集資料（チラシ等）、参加者名簿、事業実施記録写真集、アンケート、その他関係資料）をまとめ、委託者に紙媒体1部及び電子データを提出すること。

8 業務上の注意点

(1) 個人情報の取り扱い及び守秘義務

受託者は、業務の実施にあたり、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 業務遂行上のトラブルへの対応

本業務の遂行にあたり、受託者と参加者との間の苦情、トラブル等が発生した場合は、受託者が迅速かつ誠実に対応すること。対応が困難な苦情等が発生した場合は、迅速に委託者に報告し、対応を協議すること。

9 委託料の支払い

完了払いとし、受託者からの適正な請求を受けた日から30日以内に支払う。